

小美玉市教育委員会規則第15号

小美玉市立幼稚園児預かり保育に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年9月25日

小美玉市教育委員会

小美玉市立幼稚園児預かり保育に関する規則の一部を改正する規則

小美玉市立幼稚園児預かり保育に関する規則(平成 20 年小美玉市教育委員会規則第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「450 円」を「490 円」に、「11,300 円」を「12,300 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第 13 条第 2 項の規定は、令和 8 年 10 月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年 9 月以前の月分の預かり保育料については、なお従前の例による。